

鳴島小学校のきまり

令和 7 年 4 月 1 日改訂

令和 7 年 5 月 1 日実施

1. 服装等について

①制服

- ・制服（ズボンかスカートを選択可）を着用する。
- ・白のカッターシャツ、丸襟ブラウス、ポロシャツの上に上着を着用する。

②体操服

- ・本校指定の体操服を着用する。
- ・白のTシャツ（ワンポイント可）
- ・黒か紺のハーフパンツを着用してもよい。
- ・半袖の下にアンダーシャツを着用する場合は、白、黒、紺とする。
- ・ハーフパンツの下にタイツ等着用する場合は、黒、紺とする。

③水泳着

- ・水着は黒または紺とする。水泳帽（白色）を着用する。
- ・スクール水着または競泳水着とする。（ラッシュガードの色は指定しない。）

④靴下

- ・色の指定はなし。
- ・運動や通学に適しているものとする。

⑤靴

- ・運動や通学に適しているものとする。
- ・上靴については、布地は白の無地とする。
- ・体育館シューズは、緑色の縁取りの物を使用する（袋に入れて保管）。

⑥帽子

- ・登下校中にかぶってもよいが、視覚や聴覚の妨げにならないものとする。
- ・学習活動では、赤白帽を使用する。

学校行事（運動会や遠足）、体育行事（体操発表会、陸上記録会）などを含む。

⑦防寒着

- ・上着（ジャンパー）については、体操服の上に着用してもよい。登下校時や休み時間に外で遊ぶ時などに、着用してもよい。ただし、体調が悪い時など例外を除いて、校内では原則着用しない。
- ・マフラー、ネックウォーマー、手袋についても、同上とする。また、視覚や聴覚の妨げにならないものとする。

⑧登下校時

- ・制服か体操服を着用する。

⑨給食時の服装

- ・帽子、エプロン、マスクの着用する。

2. その他

- 身だしなみ（頭髮の染色、髪留め、爪などを含め）については、TP0（時間・場所・場面）や健康、安全について正しい判断や行動ができるように、家庭と連携して協力して指導する。
- 携帯電話は防犯対策のため保護者の責任のもと持たせることはできるが、校内での使用は禁止。
- 身につける物や持ち物にはすべて名前を記入し、学習に必要なもの以外は持ってこない。